

平成26年(行ハ)第1号

決 定

鳥取市下味野415-1

申 立 人 官 部 慎太郎

鳥取市尚徳町116番地

相 手 方 鳥 取 市

同 代 表 者 市 長 竹 内 功

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 駒 井 重 忠

申立人は、当庁平成26年(行ス)第1号文書提出命令申立却下決定に対する即時抗告事件について、当裁判所が平成26年5月22日にした決定に対し、抗告許可の申立てをした。その申立ての理由によっても、民事訴訟法337条2項所定の事項を含むものとは認められない。

よって、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件抗告を許可しない。
- 2 抗告許可申立ての費用は申立人の負担とする。

平成26年6月16日

広島高等裁判所松江支部

裁判所裁判官 塚 本 伊 平

裁判官 内 田 貴 文

裁判官 堀 田 匡

広島高等裁判所松江支部
書記官 石川 厚

これは、謄本である。

平成26年6月16日

広島高等裁判所松江支部

裁判所書記官 石川

